

鹿島・島根栽培漁業振興センター整備基本構想策定業務委託 仕様書

1 業務名

鹿島・島根栽培漁業振興センター整備基本構想策定業務委託

2 業務の目的

鹿島・島根栽培漁業振興センターでは、地域の水産振興を目的として平成17年度からアワビ種苗の生産を行っており、クロアワビ、メガイアワビ、エゾアワビ、ハイブリッドアワビの4種類の種苗を年間約40万個生産し、地域内への放流のほか、県内外へ放流用、養殖用として出荷を行っている。

水産振興を通じて地域の活性化を図ることを目的とし、鹿島・島根栽培漁業振興センターにおける事業の拡大可能性を探り、今後の在り方・方向性を検討するため、その事業フレームの構築、補助メニューなどの財源措置の検討、収益シミュレーション、市場調査・販売戦略の検討などを含む「鹿島・島根栽培漁業振興センター整備基本構想」の策定を求めるもの。

なお、鹿島・島根栽培漁業振興センターの位置と当該施設における事業を拡大するにあたって想定している区域については、別紙「鹿島・島根栽培漁業振興センター周辺図」のとおり。

【鹿島・島根栽培漁業振興センターについて(松江市ホームページ)】

(アドレス)

https://www.city.matsue.lg.jp/soshikikarasagasu/sangyokeizaibu_suisanshinkoka/1/1548.html

(QR コード)



3 実施概要

現地調査を行うとともに関係者(例:島根県、松江市、運営事業者等)で構成される協議会を設置すること。

協議会での意見等を踏まえ、事業フレームの構築、補助メニューなどの財源措置の検討、収益シミュレーション、市場調査・販売戦略の検討などを含む「鹿島・島根栽培漁業振興センター整備基本構想」を策定すること。

4 履行期間

契約締結の翌日から令和8年2月27日(金)まで

5 業務内容

鹿島・島根栽培漁業振興センター整備基本構想策定のため、次の業務を行うものとする。

なお、次に掲げる業務は、本業務の遂行上、必要と考えられる事項を示したものであり、受注者からの提案を踏まえ調整することとする。

(1) 現地調査の実施

ア 鹿島・島根栽培漁業振興センター整備基本構想の策定にあたり、実現可能なものとするため、既存施設及び事業拡大想定区域において現地調査を2回程度実施すること。

(2) 協議会の運営、開催

ア 関係者(例：島根県、松江市、運営事業者等)で構成される協議会を2回程度開催し、関係者の意見、また、必要に応じて地域の意見を聴取するとともに、関係者の役割を調整し、適切な運営体制の構築を図ること。なお、11月を目途に協議会に対して中間報告を行うこと。

(3) 事業フレームの構築

ア 種苗生産事業の実施主体、事業内容の検討

現地調査及び協議会で聴取した意見等を踏まえ、将来に渡って持続可能な種苗生産事業となるよう、その事業フレームの構築を図ること。

イ 陸上養殖事業の実施主体、事業内容の検討

現地調査及び協議会で聴取した意見等を踏まえ、将来に渡って持続可能な陸上養殖事業となるよう、その事業フレームの構築を図ること。

ウ 施設仕様・規模の検討及び、事業費の概算

現地調査及び協議会で聴取した意見等を踏まえ、種苗生産事業・陸上養殖事業において適切な施設仕様・規模の検討を行い、事業費を試算すること。

(4) 補助メニューなどの財源措置の検討

ア 適用可能な補助事業メニューの探索

本事業で適用可能性のある国、県またはその他の機関で所管する補助事業メニューについて情報収集を行い、その中でも適用可能性の高い補助事業メニューを提案すること。

イ 財源措置の検討

本事業の実施主体、事業内容を踏まえ、優位性のある財源措置を検討し、提案すること。

(5) 収益シミュレーション

ア 事業収支の検証

種苗生産事業・陸上養殖産業の市場動向や事業に係るリスク等を踏まえ、将来を見据えて事業収支の検証を図ること。

イ 持続可能な事業とするための条件の抽出(例：生産規模、販売価格、生産サイクル等)

本事業を持続可能なものとするため、その損益分岐点となる条件(例：生産規模、販売価格、生産サイクル等)を検討し、提案すること。

(6)市場調査、販売戦略の検討

ア アワビ類の市場調査及び販売戦略の検討

市場調査を踏まえ、市場の将来性や動向に応じた、より効果的かつ継続的な販路等を検討し、提案すること。

(7)報告書の作成

ア 上記(1)～(6)の業務の結果を業務報告書にまとめ、電子データ(PDF データ)及び A4版簡易製本(ファイル綴じ等)2 部により発注者の指定する期日までに提出すること。

6 注意事項

(1)秘密の保持

受託者は業務の履行期間はもとより期間終了後も、業務の内容、データの内容、その他契約履行により知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

(2)個人情報の保護

ア 受託者は、業務に係る個人情報(個人に関する情報であって特定の個人が識別され得るものをいう)の保護については、常に最善の注意を払わなければならない。

イ 受託者は、個人情報を改ざん、破損、滅失及び漏洩その他の事故から保護するため、必要な措置を講じなければならない。

(3)再委託の禁止

受託者は、業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。

ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得たときは、この限りではない。

(4)著作権その他知的財産権

ア 受託者は、制作、納品した制作物については松江市が広報及び広告活動等を行う場合、自由に使用できるよう、著作権法(昭和45年法律第48号)第18条から第20条に規定する著作権者の権利を行使しないこと。

イ 受託者が有する著作権法第21条から第28条までに規定する権利は、納品とともに無償で委託者に譲渡すること。また、譲渡が難しい場合においては、委託者と協議の上、譲渡を行わないことができる。ただし、その場合においても、委託者の使用权及び改変を要求する権利は留保しておくこととする。

ウ 受託者は、委託者に無償譲渡する前項の著作権法上の権利を、委託者以外の第三者に譲渡しないこと。

エ 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証すること。なお、制作物に使用する写真、文字等が受託者以外の者の著作物(以下「原著作物」という)である場合には、原著作者へ説明し、承諾を得るなど必要な手続きを採った上で業務にあたることとし、原著作物の原著作者と委託者との間に著作権上の紛争が生じないようにすること。

オ 制作物が、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合、前項の手続きに不備があった場合、その他受託者の責に帰する事由により原著作物の原作者等と委託者等との間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は、受託者が負うこと。

カ 松江市から提供する既存の情報については、著作権は松江市に帰属するものとする。

7 その他留意事項等

(1)松江市から提供を行った情報及び関係資料については、本委託業務を遂行するにあたって必要な範囲でのみ使用することとし、業務外・目的外での一切の使用を禁ずる。また、業務終了後は速やかに返却し、全ての機器上から消去のうえ、その旨松江市へ報告すること。

(2)松江市の条例・規則を遵守し、松江市にとって適切な成果及び納品物が得られるよう、松江市の立場に立ち、業務を遂行すること。また、業務における課題、業務の見直し等必要な事項について、積極的に提案を行うこと。

(3)業務の遂行にあたっては、松江市との連絡・調整を密に行い、別途協議が必要と判断された場合は、相談のうえ、随時協議の場を設けるものとする。また、作業の進捗状況について定期的に報告すること。

(4)業務完了後、受託者の責に帰すべき理由による成果及び納品物の不良箇所が発見された時は、松江市が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受託者の負担とする。

8 仕様書に定めのない事項への対応

仕様書に疑義が生じたとき、または定めのない事項については、松江市と受託者の協議によるものとする。